

桑名市職場環境対策の推進に関する条例施行規則をここに公布する。

令和7年7月1日

桑名市長 伊 藤 徳 宇

桑名市規則第33号

桑名市職場環境対策の推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、桑名市職場環境対策の推進に関する条例(令和7年桑名市条例第33号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(職場環境問題)

第3条 条例第2条第2号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) ハラスメント(セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントその他のハラスメントの総称をいう。)

(2) 不当要求行為(桑名市安全安心で公正な地域社会の実現に関する条例(平成16年桑名市条例第114号)第2条第4号に規定する不当要求行為をいう。)

(公益目的通報と同様に取り扱うべき通報)

第4条 条例第3条の規則で定める通報は、次に掲げる通報とする。

(1) 公益通報者保護法(平成16年法律第122号)第2条第1項に規定する公益通報(当該公益通報に係る通報対象事実(同条第3項に規定する通報対象事実をいう。))が、本市が処分(命令、取消その他公権力の行使に当たる行為をいう。))又は勧告等(勧告その他処分に当たらない行為をいう。))の権限を有するものに限る。)

(2) 桑名市安全安心で公正な地域社会の実現に関する条例第8条第1項又は第9条第3項に違反する事実に関する職員以外の者からの通報

(相談窓口の設置等)

第5条 市長は、条例第4条第1項の規定に基づき、職場環境問題に関する相談及び公益目的通報等(以下「相談等」という。)に応ずるための窓口(以下「相談窓口」という。)を総務部総務課職場環境対策室及び相談等に応ずる業務を市が委託する外部の事業者等に設置する。

2 相談等に応ずる職員は、総務部理事(法務・職場環境対策担当)、職場環境対策室長その他市長が指定する職員とする。

(相談等に係る事案の調査)

第6条 市長は、条例第4条第2項の規定に基づき、条例第7条第2項の規定による答申(第8条第1号又は第2号の規定による諮問に係るものに限る。))があったときは、当該答申に従い、外部の専門家等による客観的かつ中立的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

(職場環境問題等)

第7条 条例第6条第1項の職員に関する問題は、次に掲げるものとする。

(1) 職場環境問題

(2) 規律違反(職員が地方公務員法(昭和25年法律第261号)第29条第1項各号のいずれかに該当する場合をいう。)

(諮問)

第8条 条例第7条第1項の規定による諮問は、次に掲げる場合に、桑名市職場環境対策委員会(以下「委員会」という。)に対し、諮問書(様式第1号)を送付することにより、当該各号に定める事項に関する意見を求めて行うものとする。

(1) 市長が相談等を受けた場合 当該相談等に係る事実の調査の可否

(2) 任命権者が職場環境問題等を認知した場合 当該職場環境問題等に係る事実の調査の可否

(3) 市長が第6条の規定による調査又は条例第3条の規定に基づく任命権者(市長を除く。))からの委任により実施した調査を終えた場合 当該調査に係る事案の対処方針(懲戒処分の可否等についての意見をいう。)

(答申)

第9条 条例第7条第2項の規定による答申は、市長に対し、答申書(様式第2号)を送付すること

により行うものとする。

- 2 答申に係る事案が、市長を除く任命権者が所管する所属の職員又は職務に関するものであるときは、市長は、当該任命権者に対し、前項の答申書を回付するものとする。

(市長に関する事案の諮問等)

第10条 相談等又は職場環境問題等が市長に関する事案であるときは、市長は、条例第7条第1項の規定による諮問(当該諮問に係る条例第7条第2項の規定による答申を受けることを含む。)は、副市長又は市長があらかじめ指定する職員に委任して行わなければならないものとする。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

年 月 日

諮 問 書

桑名市職場環境対策委員会
委員長 様

☐桑名市長
☐任命権者（ ）

桑名市職場環境対策の推進に関する条例に基づき、次の事項について諮問します。
事実の調査を不要と判断する場合は、当該事案の対処方針についても答申してください。

- ☐ 事実の調査の可否
- ☐ 事案の対処方針

添付資料

答 申 書

年 月 日

☐ 桑名市長 様
☐ 任命権者（ ）様

桑名市職場環境対策委員会
委員長

桑名市職場環境対策の推進に関する条例に基づき、年 月 日付の下記の諮問に対し、次のとおり答申します。

- ☐ 事実の調査の要否
- ☐ 必要
 - ☐ 外部調査
 - ☐ その他の調査（ ）
 - ☐ 不要（対処方針 ）
- ☐ 事案の対処方針（ ）
- ☐ その他意見（ ）